

**令和5年度歴史資料講座**

**古文書からみる倉敷村の  
古禄・井上家**

**令和5年10月7日（土）**

**倉敷市総務課歴史資料整備室**

**山 本 太 郎**

# 目次

## はじめに

### I 井上家文書の寄贈・整理の経緯

### II 宮崎屋井上家について

1. 屋敷の変遷
2. 代々の当主の役職
3. 宮崎屋の構成員
4. 宮崎屋の経営
  - ① 土地所持
  - ② 金融
  - ③ 貸家経営
  - ④ 酒造

## おわりに

# はじめに

- × 住宅の保存修理工事が完了し、令和5年3月から一般公開されている倉敷村の古禄・井上家については、従来建物については詳しく調査されてきたが、屋敷の変遷、構成員や家経営の実態については明らかになってこなかった。この講座では、令和4年に倉敷市へ寄贈された井上家の古文書を読み解く点に、体的に明らかにしたい。



令和5年6月13日

## 先行研究

- ・『井上家住宅調査報告書』（編集：文化財建造物保存技術協会、発行：倉敷市教育委員会、1998年）
- ・『重要文化財 井上家住宅主屋ほか四棟保存修理工事報告書』（編集：文化財建造物保存技術協会、発行：井上典彦、2022年）
- ・大島千鶴「倉敷村出身の文化人・井上端木の生涯～法橋になった古禄～」（令和4年度歴史資料講座）

# I 井上家文書の寄贈・整理の経緯

- × 市史編さん事業のため、倉敷市総務部市史編さん室（当時）の職員が平成6年（1994）1月21日に、倉敷市本町の井上家を訪れ、28箱の文書を借用した。平成7年1月20日にさらに1箱の文書を借用した。倉敷市史研究会近世部会は、岡山大学文学部・教育学部の学生などの協力を得て井上家文書の29箱の箱ごとに分類・整理・カード作成を行った。



井上家文書の整理（平成6年8月）

# I 井上家文書の寄贈・整理の経緯

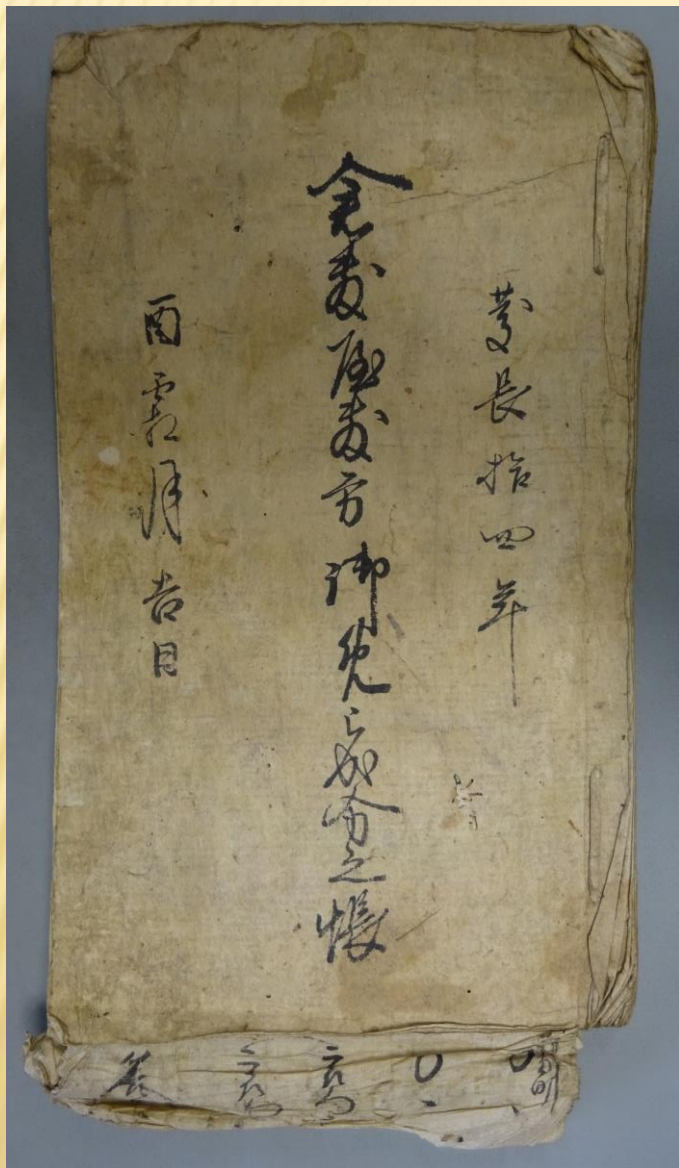
- × 市史編さん室はカードをもとに目録作成を行い、さらに業者委託によりマイクロフィルム撮影を行った。マイクロフィルムは46リールになった。井上家文書は、平成7年1月20日（箱1～15）と平成18年5月18日（箱16～29）に井上家へすべて返却した。
- × その後、井上家住宅の解体修理に伴い、平成24年7月26日に、文化財保護課職員と歴史資料整備室職員が、以前整理し返却していた井上家文書29箱を井上家の三階倉から歴史資料整備室へ搬入した。
- × 令和4年5月19日、井上家文書所蔵者が来室され、井上家文書29箱（5949点）の寄附書を受け取った。
- × 歴史資料整備室が保管する井上家文書の目録は歴史資料整備室のWebサイトで公開している。またマイクロフィルムは電子化しており、歴史資料整備室で閲覧することができる。

## Ⅱ 宮崎屋井上家について

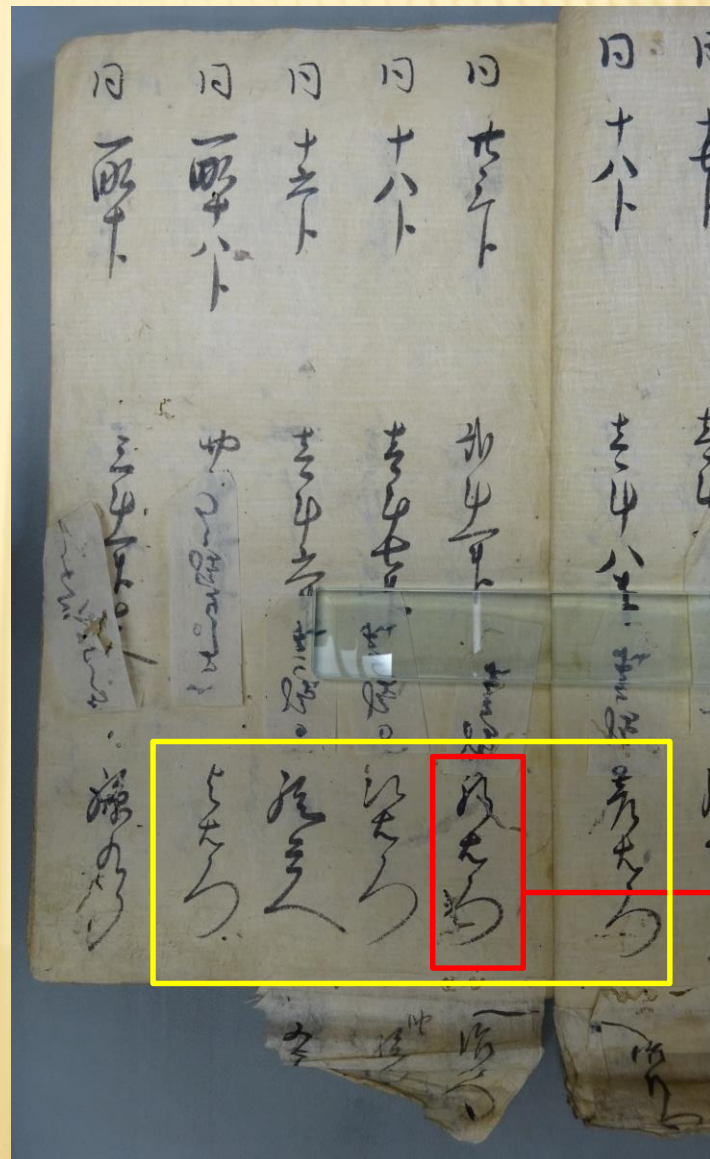
家伝によると井上家の祖先は小笠原信濃守長清。長清は源頼朝に仕えた。鎌倉時代に承久の乱の功績で阿波国守護になった。その子孫の一部が阿波の高畠へ移り住み、高畠氏を名乗った。応永年間（1394～1428）、備前国児島へ移り、高畠城に在城。さらに高畠和泉守が小串城を築いた。小串城の廃城にともなって高畠市正が備中国宮崎に移住した。文禄2年（1593）市正が宮崎の御崎宮を改築（『備中誌』）。市正の次男・新右衛門は舟元油屋吉田氏、加賀屋井上氏とともに倉敷へ移住し、姓を井上と改めた。

- × 「井上氏系譜図」 『倉敷市史 第六冊』（名著出版、1973年）207～219頁。
- × 「宮崎屋系譜考」 『倉敷市史 第六冊』（名著出版、1973年）266～277頁。
- × 『備中誌 上編』（日本文教出版、1972年）104頁。
- × 『早島の歴史1 通史編（上）』（早島町、1997年）118～119頁。

# II - 1 屋敷の変遷

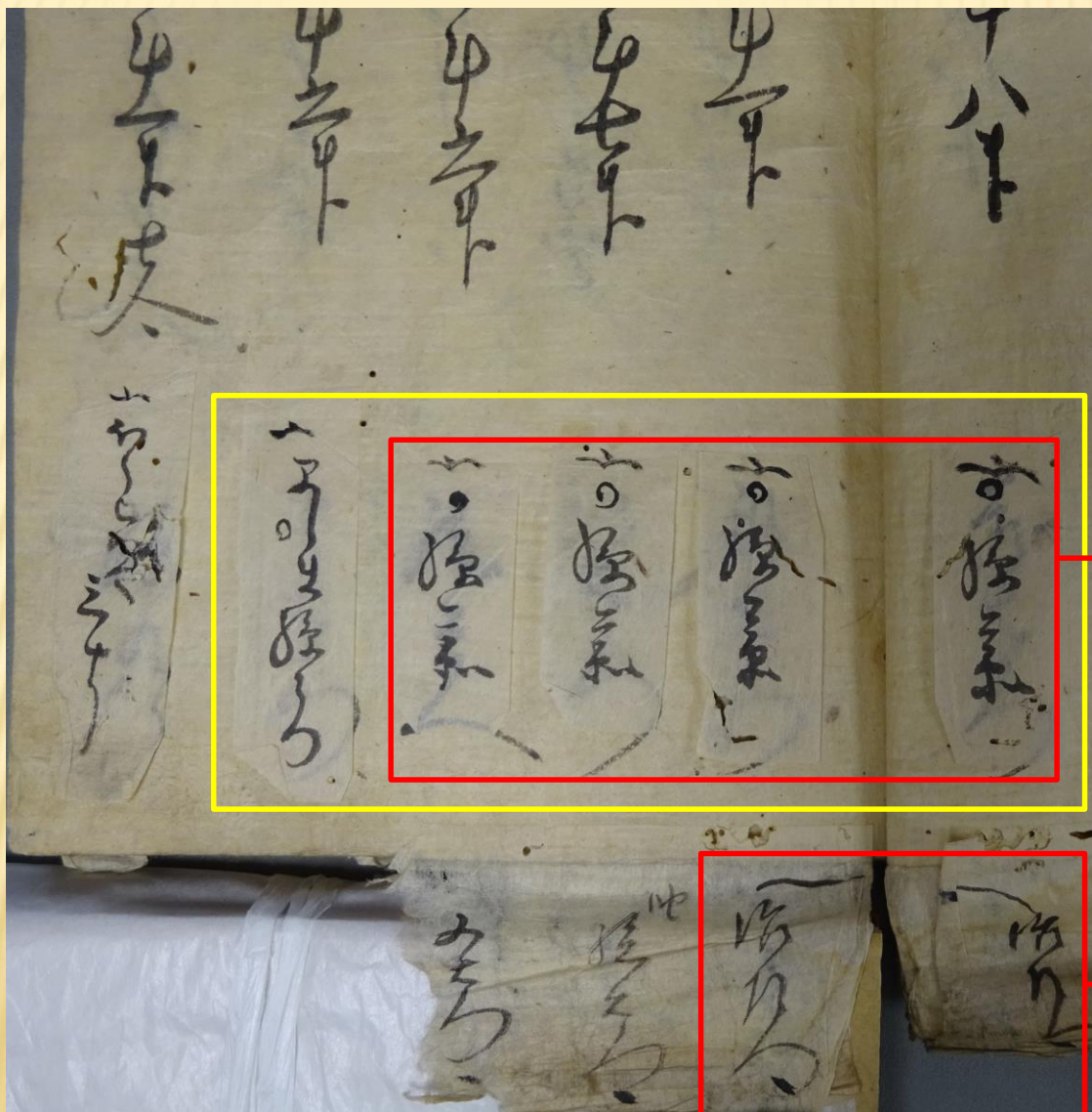


(倉敷市所蔵小野家文書1-1)



(初代) 新右衛門

# II-1 屋敷の変遷



(付箋)

(四代) 孫兵衛

(付紙)

(二代) 治左衛門

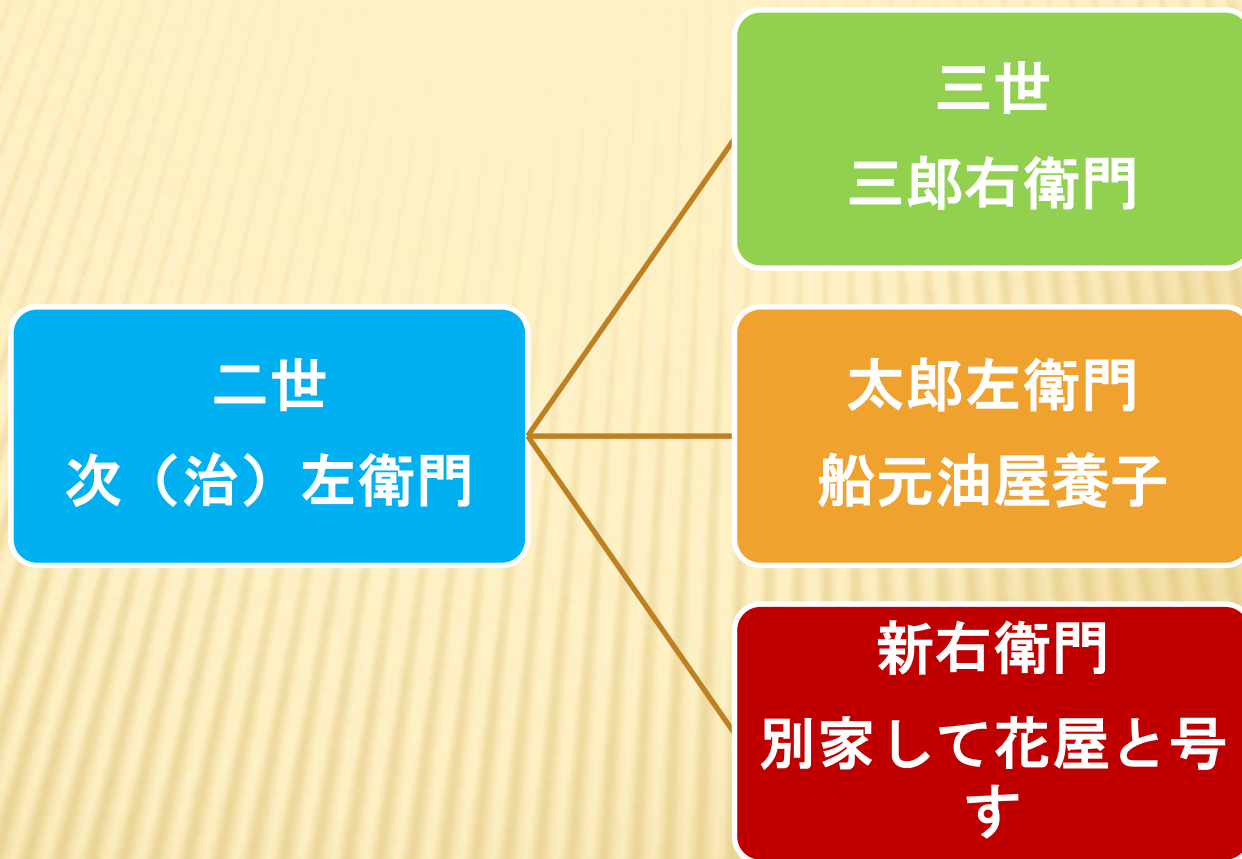


## Ⅱ - 1 屋敷の変遷

	一八歩	二三歩	一八歩	一六歩	一畝一八歩
慶長14年 (1609)	彦右衛門	新右衛門	次右衛門	孫兵衛	与右衛門
寛永8年 (1631) 以前	治左衛門	治左衛門	孫右衛門	又右衛門	孫右衛門
延宝5年 (1677) 前後	孫兵衛	孫兵衛	孫兵衛	孫兵衛	孫右衛門

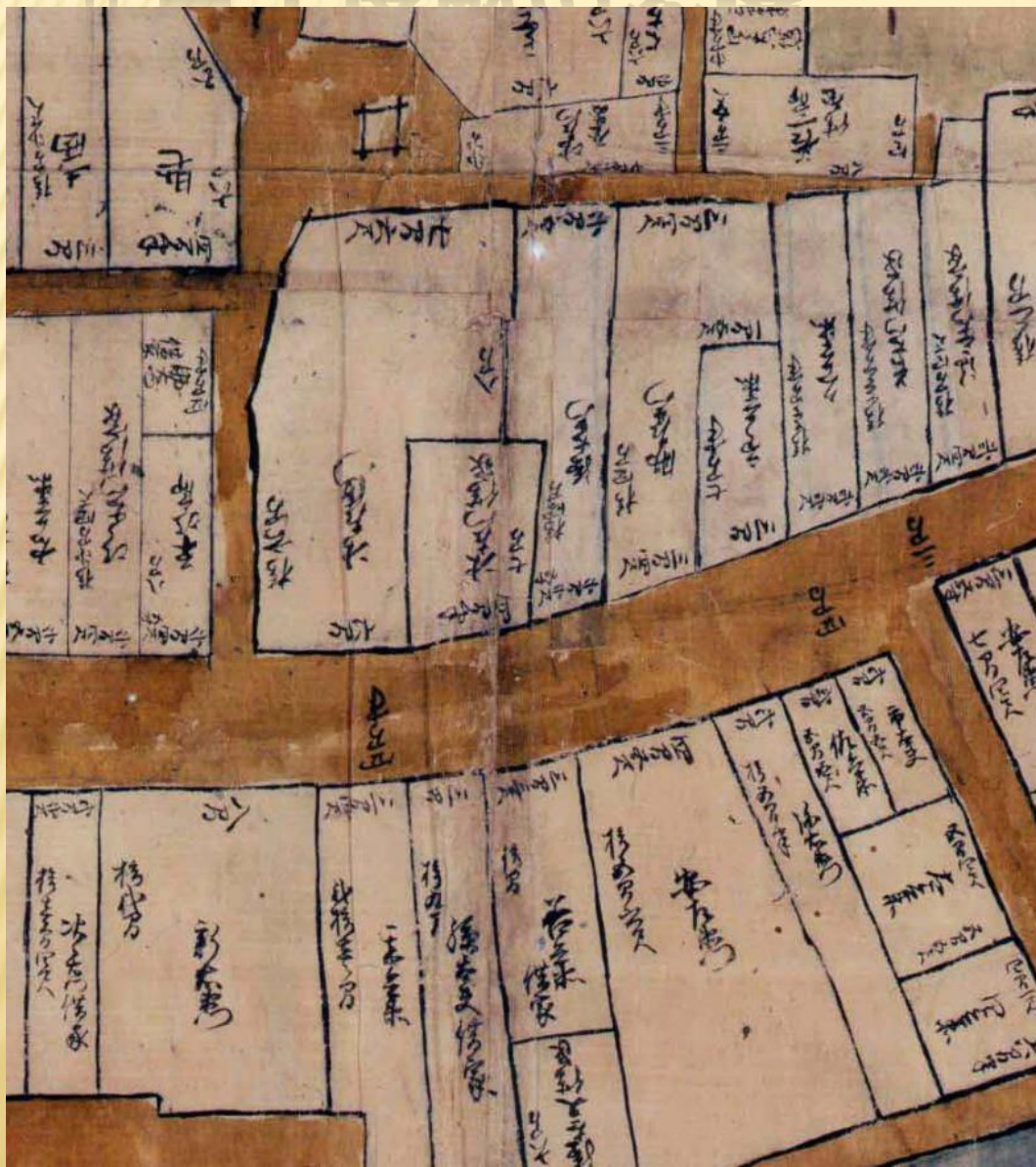
孫右衛門は現在の付紙にはないが『倉敷市史』第三冊p81による。

# 分家 花屋



（『倉敷市史 第六冊』 p267より）

## Ⅱ - 1 屋敷の変遷



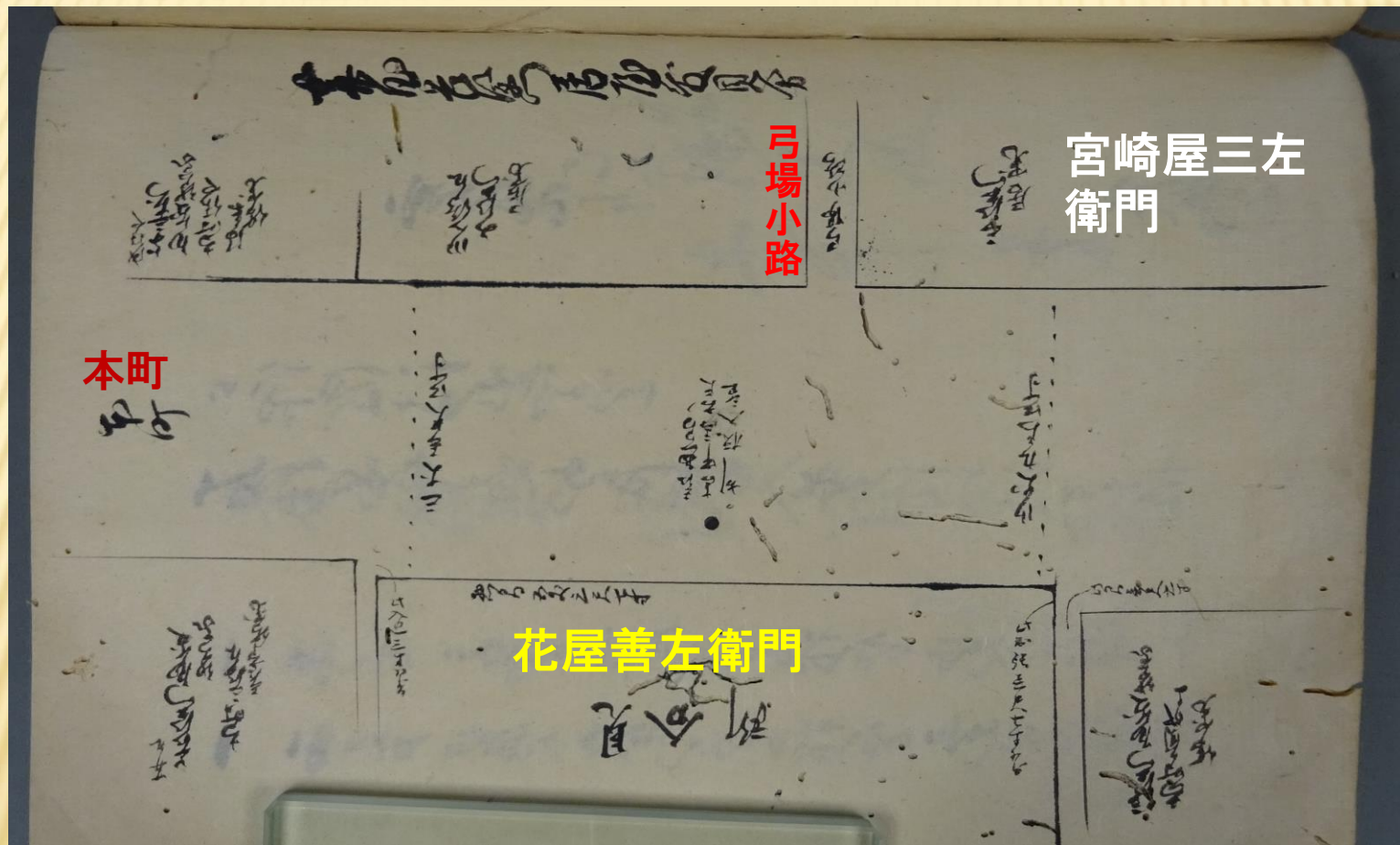
「倉敷村屋敷割絵図」（倉敷市所蔵小野家文書54—3）は貞享元年（1684）から元禄3年（1690）までの間の絵図。現在の井上家住宅の敷地には西から「次左衛門」の屋敷、「次左衛門借家」、「孫右衛門」の屋敷に分かれている。四代当主は孫兵衛から次左衛門へと名を変えた。なお、次左衛門はこのほかこの絵図上に借家を所有している。道をへだてて西南に（花屋）新右衛門の屋敷。

## Ⅱ - 1 屋敷の変遷



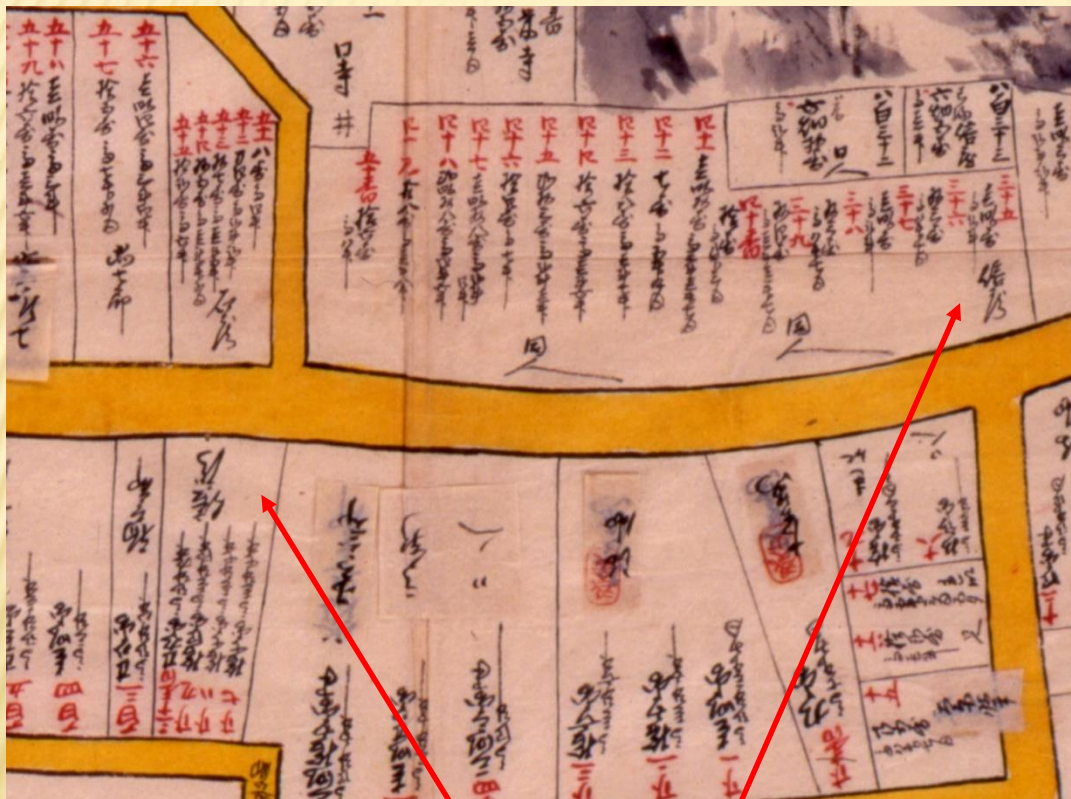
宝永7年（1710）の「窪屋郡倉敷村屋敷割絵図」（倉敷市所蔵小野家文書54-4）によると、井上家住宅の敷地には西から「宮崎屋安兵衛」の屋敷、「同人借屋 宇兵衛」、「吉郎兵衛借屋 勘兵衛」の屋敷が記載されている。六代安兵衛の借屋は安兵衛の屋敷の東南隅に細長く区切られている。なお、安兵衛はこのほか絵図上に複数の借屋や借地を所有している。道を隔てて西南に「花や」の屋敷。

## Ⅱ - 1 屋敷の変遷



「天明七年丁未之歳 年々屋敷道筋川筋見分帳」（倉敷市所蔵小野家文書77-6）の寛政9年（1797）の花屋善左衛門屋敷見分の絵図

## Ⅱ - 1 屋敷の変遷



信蔵

文久3年（1863）8月の「倉敷村本田小割繪圖」（大橋紀寛家文書別1 - 24 - 5）は「壺」から「六」に分かれており、井上家はこのうち「三」に描かれている。井上家住宅の敷地には十二代信蔵の名が記され、屋敷地の地番は「三十五」から「五十」までで現在より東方に広い。このうち東寄りの「四十一」から「五十」までがおよそ現在の敷地の範囲と考えられる。なお、信蔵は周辺にも複数の屋敷地を所有している。

## Ⅱ - 2代々の当主の役職

### × 図1 宮崎屋井上家当主系図

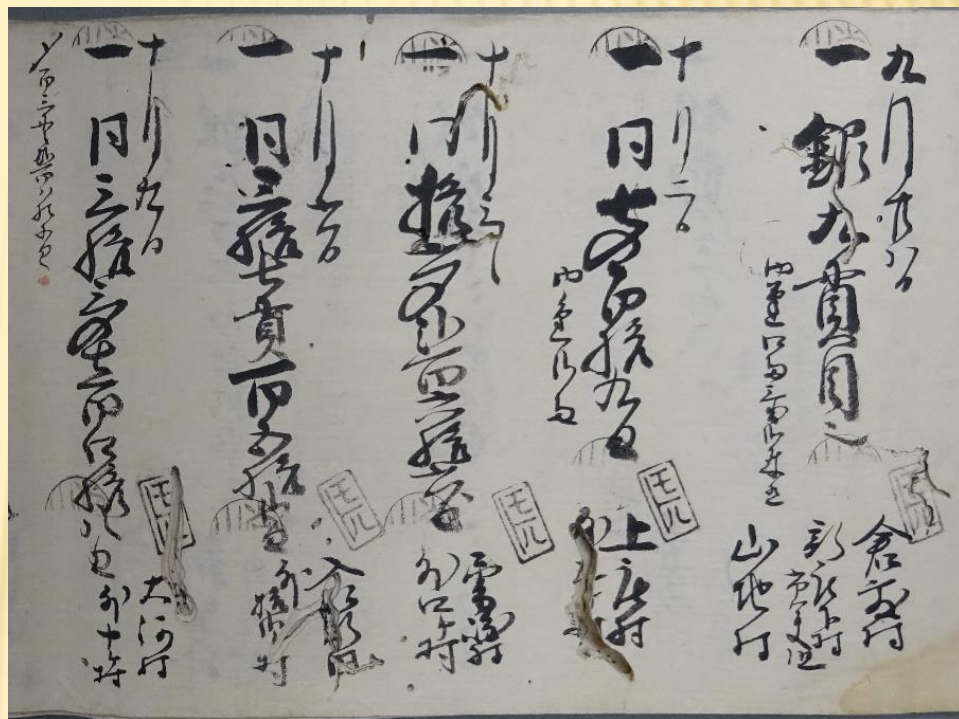
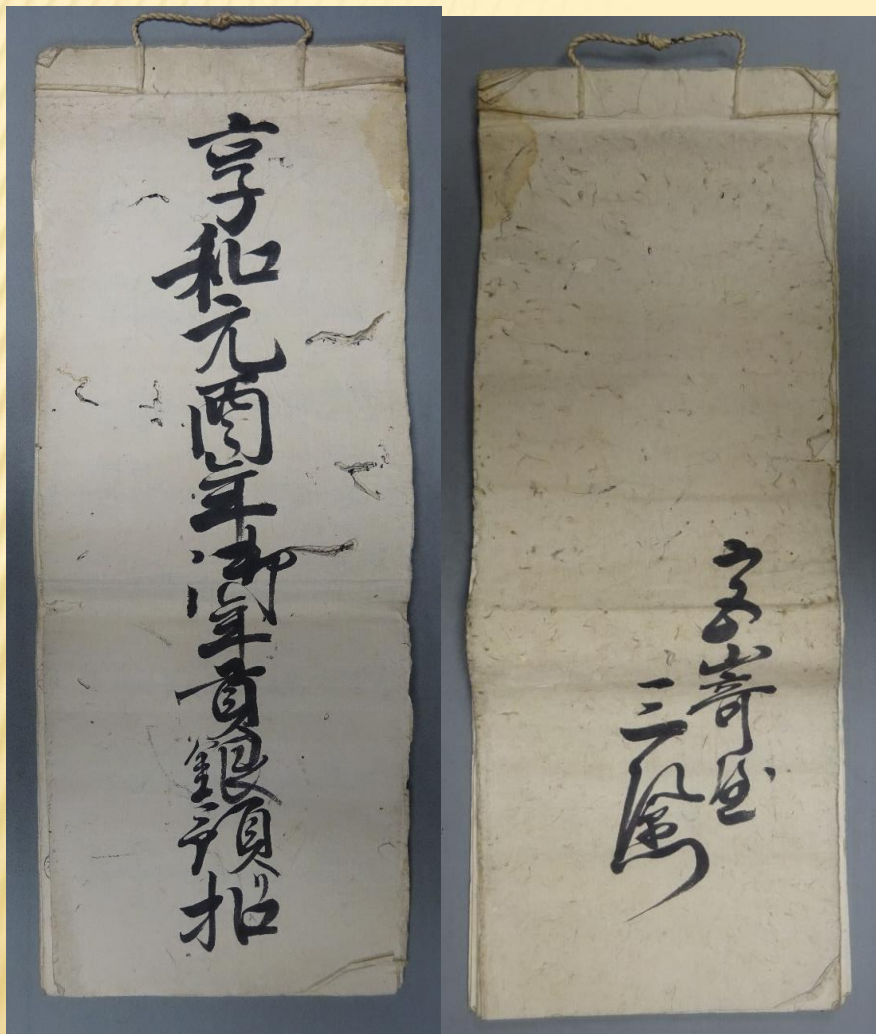
- + 三世 三郎右衛門が寛永19年に「くみ頭」  
(倉敷市所蔵小野家文書13-1)
- + 四世 孫兵衛(→次左衛門→円遊)が年寄
- + 六世・七世・八世 安兵衛が百姓代
- + 九世 五蔵が百姓代→年寄
- + 十世 三左衛門(→三郎右衛門→広祐(輔))  
が年寄
- + 十一世 三郎右衛門が百姓代→年寄

## Ⅱ－2代々の当主の役職

- × 三左衛門（→三郎右衛門→広祐（輔））（十世）は、小野家の四郎左衛門が寛政12年（1800）に掛屋役を断ったため、年寄の一人として、倉敷代官役所管下幕府領の年貢銀・貸付金等を扱う役である掛屋を勤めた。（山本太郎「幕府領陣屋元村の掛屋と陣屋・地域社会一備中国窪屋郡倉敷村を事例として一」『ヒストリア』第247号、2014年）。



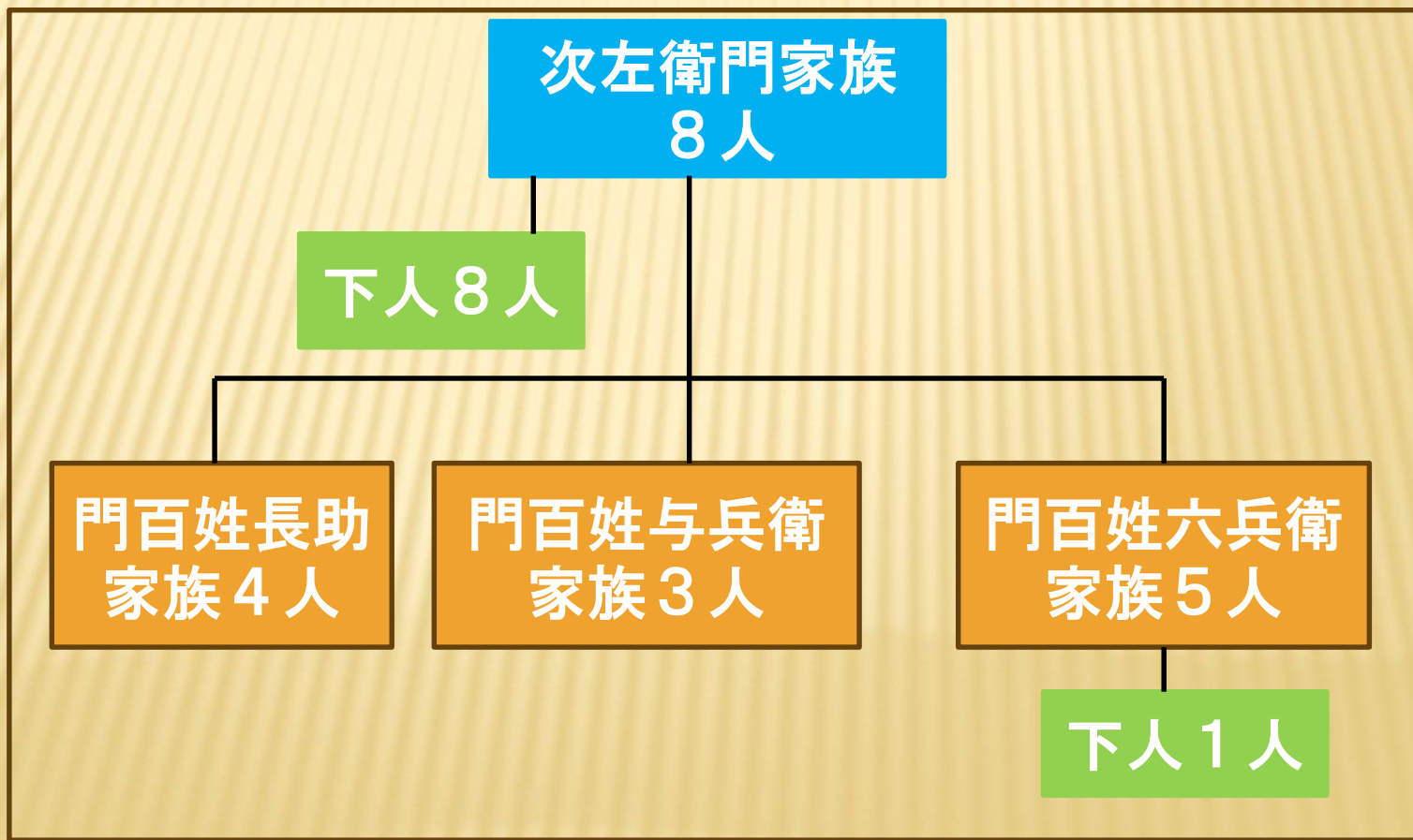
## Ⅱ - 2代々の当主の役職



(倉敷市所蔵井上家文書5-3-2)

## Ⅱ - 3 宮崎屋の構成員

- ✦ 延宝7年（1679）の村百姓次左衛門（四世）一家29人



「延宝七年未  
村宗門御改帳」  
文書1414）  
備中窪屋郡之内倉敷  
（倉敷市所蔵小野家

## Ⅱ - 3 宮崎屋の構成員

### × 門百姓とは？

+ 延宝7年（1679）の次左衛門の門百姓

× 長助 与兵衛 六兵衛

+ 延宝9年（1681）の次左衛門の門百姓

× 伝右衛門 **長助** 猪ノ助 **五兵衛** **六兵衛** 太郎左衛門  
門（倉敷市所蔵小野家文書14-6〔延宝九年 備中国窪屋郡倉敷村宗門改帳〕）

+ 天和4年（1684）の次左衛門見世（借屋人）

× **六兵衛**・勘七・**長助**・次兵衛・六郎兵衛・**五兵衛**（倉敷市所蔵小野家文書17-4「天和四年子正月十一日 倉敷町五人組之帳」）

+ → **3人の名前が一致、門百姓は借屋人では？**

## Ⅱ－3 宮崎屋の構成員

- ✕ 延宝9年の庄屋七太夫の門百姓42人の名前と、天和4年の庄屋孫太夫（七太夫が改名）の借屋人43人の名前のうち、33人が一致している。→門百姓は借屋人と考えられる。だとすれば、次左衛門一家は、家持と借屋人の結びつきである。（倉敷市所蔵小野家文書14-6,17-4,17-5）
- ✕ 17世紀中の人數改めでは、家持の家屋敷に包摂される借屋人の家族は家持の家族と一緒にまとめられている。（塚本明「家持」『日本都市史入門』東京大学出版会、1990年）

# 延宝7年の倉敷村百姓等構造

- × 倉敷村の人間 158のまとめり
  - + 庄屋一家 1 村百姓一家149 寺7 道心1
    - × 庄屋七太夫一家 249人
    - × 村百姓市左衛門一家 93人
    - × 村百姓（和泉屋）小右衛門一家 92人
    - × 村百姓（大島屋）次郎右衛門一家 89人
    - × 村百姓与三兵衛一家 86人
    - × . . . .
    - × 村百姓（宮崎屋）次左衛門一家 29人
    - × . . . .
  - + 合計2,788人
  - + 「延宝七年未 備中窪屋郡之内倉敷村宗門御改帳」  
（倉敷市所蔵小野家文書14-4）

## Ⅱ－3 宮崎屋の構成員

		家族	下人
文化5年	1808	三郎右衛門 (41) この (34) 母くが (61)	男8人 女6人
文化9年	1812	三左衛門 (45) さた (38)	男7人 女6人
文化11年	1814	広祐 (47) かの (40) 秀蔵 (11)	男6人 女2人
文化13年	1816	広輔 (49) かの (42) 秀蔵 (13) 松え (7)	男6人 女3人

「文化五年辰二月始メ 宗門請状年々扣 宮崎屋」(倉敷市所蔵井上家文書9-6-2)

## Ⅱ - 3 宮崎屋の構成員

		家族	下人
文政4年	1821	三郎右衛門 (18) 松え (12) 蘆汀 (54) かの (47) 伯父 善左衛門 (46) 女房 こと (43) 男子 東七郎 (20) 女子 しが (13) 女子 みえ (8)	男3人 女5人
天保2年	1831	三郎右衛門 (28) 女房 さち (24) 父 端木 (64) 母 かの (57) 伯母 こと (53) 兄 東七郎 (30) 妹 みえ (18)	男2人 女2人

## Ⅱ－3 宮崎屋の構成員

- × 表 1 宮崎屋の下男・下女
  - + 宝永 4 年→宝永 5 年
    - × 5 人のうち 1 人が重複
  - + 文化 5 年→文化 6 年
    - × 13 人のうち 7 人が重複
  - + 文化 6 年→文化 7 年
    - × 12 人のうち 9 人が重複





史料1

(倉敷市所蔵井上家文書一七一一)

奉公人請狀之事

一 窪屋郡加須山村吉兵衛と申者慥成者二而、  
当正月与同十二月迄御奉公二罷出御給銀  
七五六拾五匁二相定、只今三拾五匁被遣、去丑ノ  
暮御年貢二相立申候処実正也、然上ハ残ル分  
御奉公無恙相勤被遣候御約束二御座候、万一不  
奉公仕取逃欠落仕候ハ、其贓物相改、請取  
申候給銀二利足ヲ加へ相立申候も、人替リ二而も  
其許様御好次第可仕候

一 宗旨代々法花宗二而紛無御座候、寺請狀  
御入用之節何時二而も別紙二指出シ可申候、  
為其奉公人請狀如件

か須山村奉公人

吉兵衛印

× 延享三年

同村請人

寅ノ正月

与 介印

倉敷宮崎や

安兵衛殿

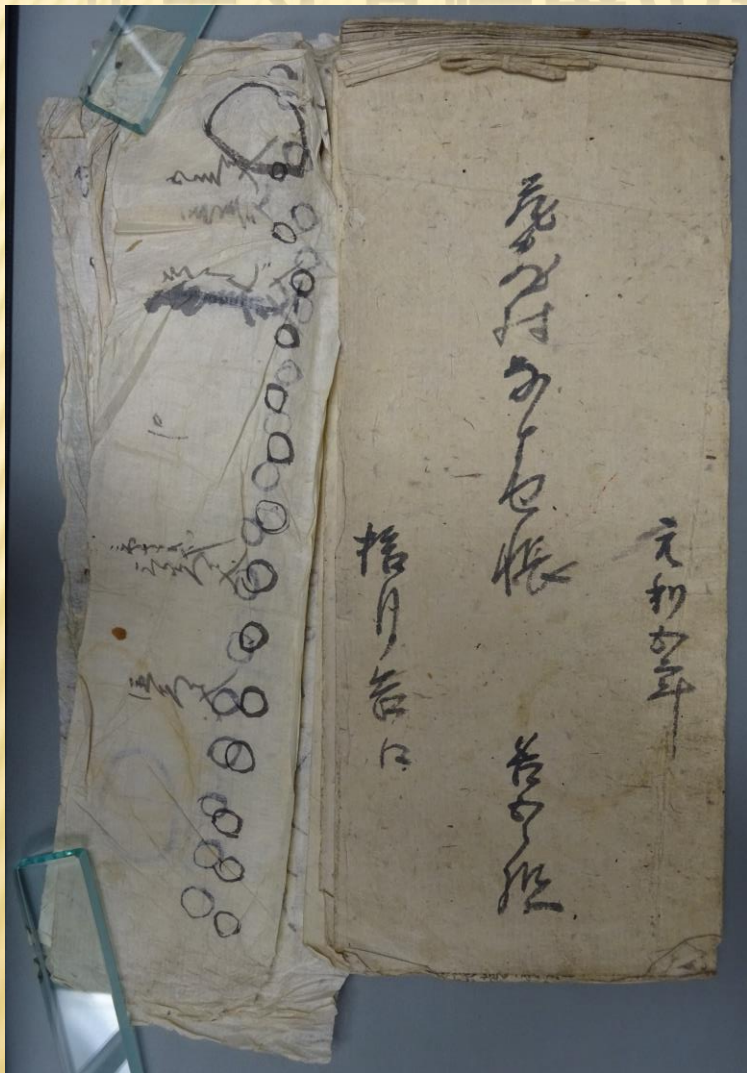
## Ⅱ－3 宮崎屋の構成員

### × 奉公人が宮崎屋へ奉公する経緯

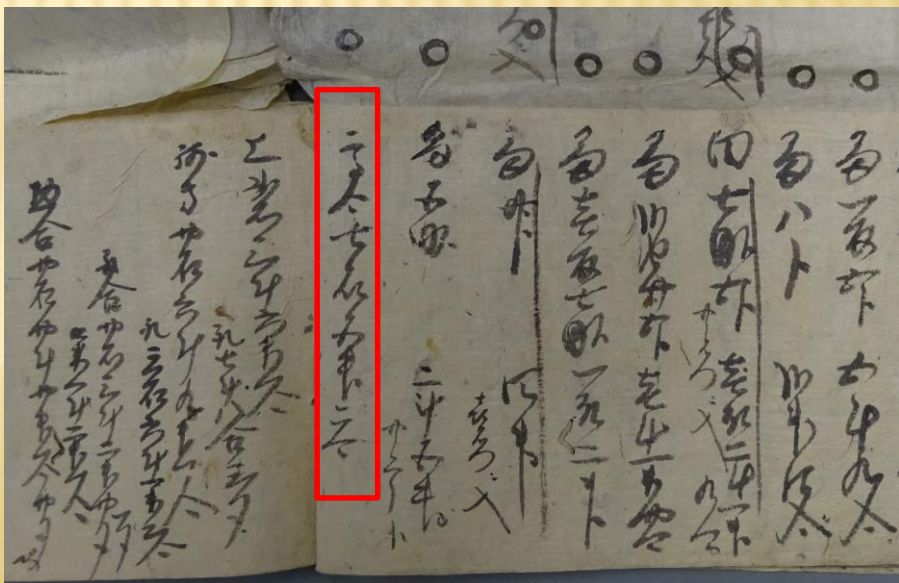
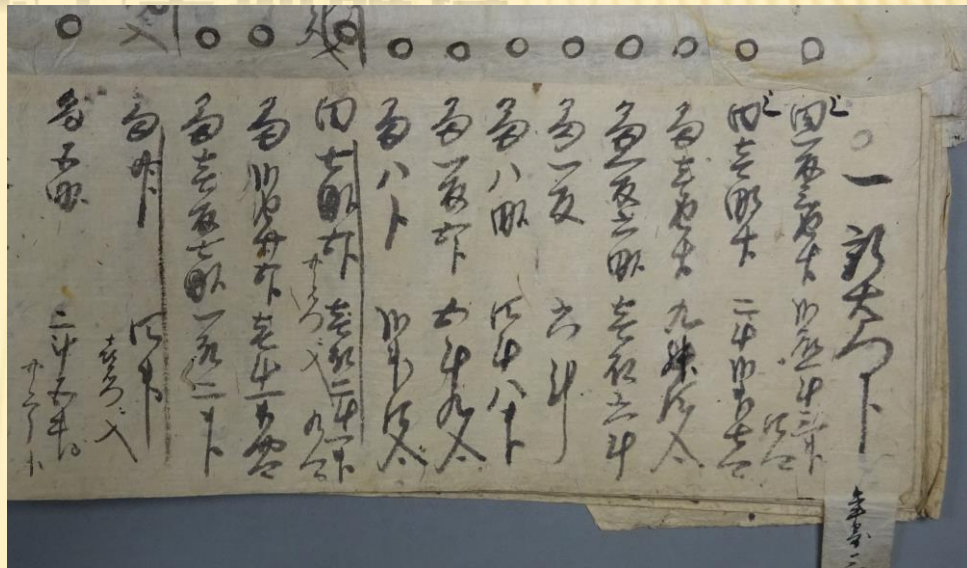
+ 史料1 延享3年（1746）正月 加須山村奉公人吉兵衛の請人である与介が宮崎屋安兵衛に出した奉公人請状。吉兵衛が延享3年正月から12月まで宮崎屋に奉公し、給銀は七五銭65匁に定めた。うち35匁の前渡し金によって延享2年の年貢を支払った。残りの給銀はつつがなく勤めることで支給される約束である。万一吉兵衛が取逃や駆落ちをしたらその贓物を改め（返済する）、既に受け取った給銀に利息を加え弁償するか、人を替えるかは宮崎屋が自由にできる。

+ （井上家文書には、下人と奉公人という記述があるが、下人と奉公人は区別されてないと判断する）

# Ⅱ - 4 宮崎屋の経営①土地所持



(倉敷市所蔵小野家文書 26-5)



## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営①土地所持

### 倉敷村内の土地所持

	当主	倉敷村 (石)	典拠
元和5年(1619)	新右衛門	7.052	小野家文書26-5
寛永19年(1642)	三郎右衛門	23.4765	小野家文書13-1
宝永4年(1707)	安兵衛	21.499	小野家文書14-8
元文3年(1738)	安兵衛	38.9657	小野家文書14-17
文政7年(1824)	三郎右衛門	116.4583	小野家文書162-8
文政10年(1827)	三郎右衛門	137.4027	小野家文書22-22
天保6年(1835)	三郎右衛門	120.7753	小野家文書16-20
天保12年(1841)	三郎右衛門	88.5723	井上家文書9-4-1
元治2年(1865)	信蔵	26.2277	大橋紀寛家文書2-6-1

## Ⅱ－４ 宮崎屋の経営① 土地所持

### × 倉敷村外の土地所持

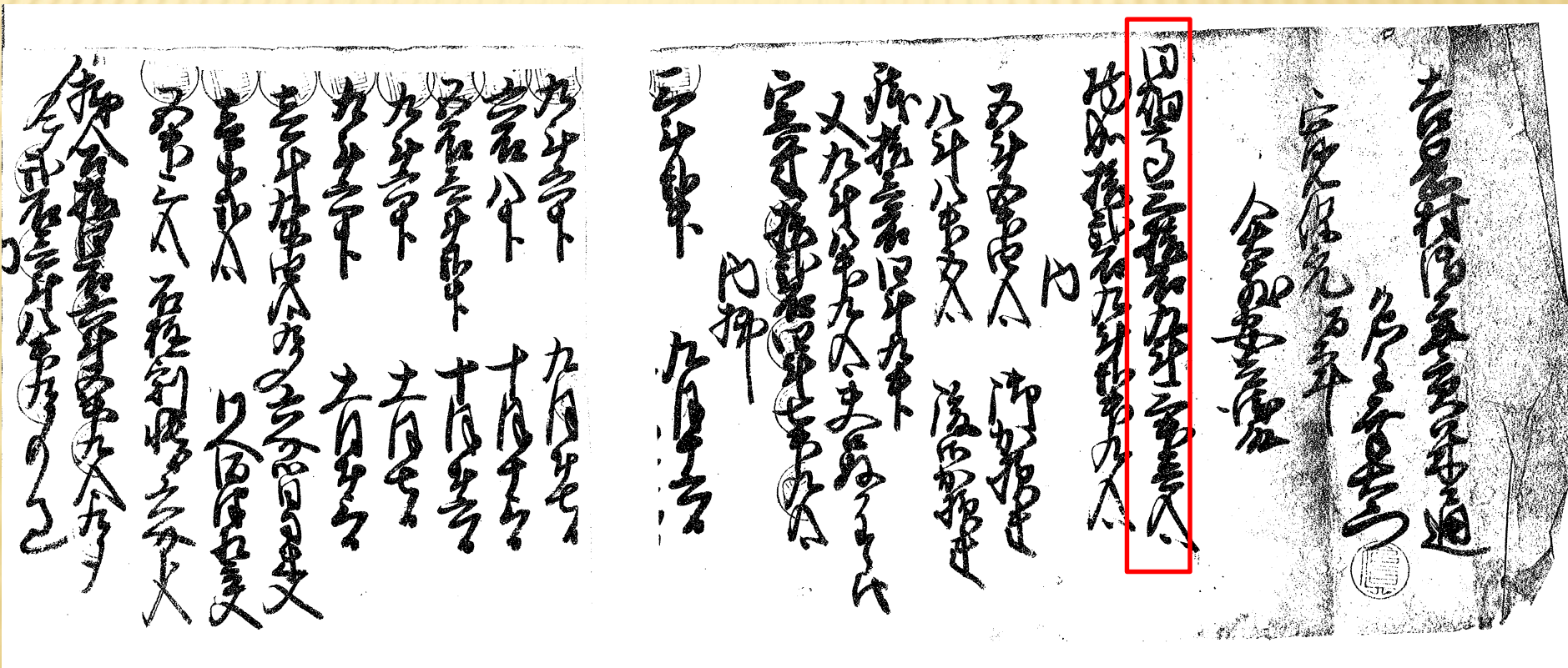
+ 享保21年（1736）の宮崎屋安兵衛の土地所持の範囲

- × 倉敷村・倉敷村新田・羽島村・浜村・渋江村・福島村・白楽市村・笹沖村・吉岡村・四十瀬村・大島村・鳥羽村・徳芳村・平田村・黒崎村・中庄七村・高沼新田・帯江新田中野・中帯江・酒津村・水江村・西原村・西阿知村
- × （倉敷市所蔵井上家文書1－2－4 「享保二十一年辰ノ正月吉日 田畑預ケ畝永代帳」）

# Ⅱ - 4 宮崎屋の経営①土地所持

## × 倉敷村外の土地所持

+ 年貢米請取通から見る。



## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営①土地所持

### × 倉敷村外の土地所持

#### + 表2 宮崎屋の土地所持（他村）

× 享保17年（1732）	62石+ $\alpha$
× 元文5年（1740）	235石+ $\beta$
× 寛保3年（1743）	296石+ $\gamma$
× 享和元年（1801）	226石+ $\delta$

### × 宮崎屋の加地子米（文政2年）

- + 倉敷・浜・羽島・日吉・川入・子位庄・白樂市・添新田・大角・宮崎・黒崎・平田・亀山・吉岡・有城・安江・はやし、で275.1156石
- + （倉敷市所蔵井上家文書11-A-25「文政己卯 加地子米算用帳」）



## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営②金融

- × 一年切売渡証文
  - + 田地を売り渡すが、1年以内に銀を返済したら田地は戻してもらおう。
- × 三年切売渡証文
  - + 田地を売り渡すが、3年以内に銀を返済したら田地は戻してもらおう。
- × 五年切売渡証文
  - + 田地を売り渡すが、5年以内に銀を返済したら田地は戻してもらおう。
- × 十年切売渡証文
  - + 田地を売り渡すが、銀を返済したら田地は戻してもらおう。延享期の矢尾村のみ。
- × 田地質入証文
  - + 年季を区切って田地を質入れし銀を借用、年季明けに銀を戻さなければ質流れ。

一年四、費渡り由地之事

一回を及るに非ざる

了る事身事也

石を新殿之旨の指圖分極、清奴

首直、河平之相立、地、費用、以、大

運、向、日、此、事、卯、月、申、在

銀、返、金、仕、右、地、所、為、一、二、三、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、

其、同、村、中、親、敷、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、

同、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、

享保七年

寅十一月

徳子白書

沈人

徳子

光真

倉敷市所蔵

安永御文

右、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、

徳子の村名

又、左、右

勘、定、門

未、考

三、三、三、三

史料2 (倉敷市所蔵井上家文書一六一―一六七)

一年切り二売渡申田地之事

一田壹反壹畝拾五歩

所者こも田

高壹石九斗五升五合

右之代新銀三百九十目六分慥二請取  
当寅ノ御年貢二相立田地売渡し申所  
実正明白也、然ル上者来ル卯ノ十月中二右之  
銀返弁仕候ハ、右之田地御戻シ可被下候、  
無左候ハ、如何様共其許様御作舞可被成候  
其時村中親類二至迄一言申分無御座候  
仍而一年切売券証文如件

享保七年

徳芳村売主

寅ノ十二月

治左衛門印

証人

新兵衛印

倉敷宮崎屋

安兵衛殿

右之通少茂相違無之候、以上

徳芳村庄屋

又太郎印

同

勘右衛門印

年寄

太郎兵衛印



貸入ノ田地一筆

正山後三刻  
一 田取後之書 百十二

二 田取ノ下之書 百九

正川入  
一 田取後之書 百九十

二 田取ノ下之書 百九

正山後三刻  
一 田取後之書 百十二

二 田取ノ下之書 百九

正川入  
一 田取後之書 百九十

北 西 東 北 西 東 北 西 東 北 西 東

(中略)

田取取致合交ニ及外取後之書

書合 外取七斗半之合書

又貸入取後之書 外取七斗半之合書

又取致合交ニ及外取後之書  
東己土月切至午年季於貸入取後之書  
二 田取後之書 借用ノ外取七斗半之合書

清平貞徳侯其元分清上細之書在平  
季於正山後三刻ノ後流地ノ書一書  
後ノ書外取後流地ノ書又外取ノ書

寛政八年

丙辰土月

三尾島 後

右 田取取致合交ニ及外取後之書

清平貞徳侯

質入申田地之事

所八山ノ後三割 百十六

東

一田五畝拾六步半

西

高八斗八升六合五勺

北

(中略)

田畑畝数合六反貳畝貳拾八步半

高合五石七斗八升八升三合五勺

右質入銀拾七貫三百九拾目貳厘

右者無抛入用二付書面之田地当辰十一月  
来已十一月切巻今年季致質入、銀子拾七貫  
三百九拾目貳厘借用申処実正也、然ル上八  
御年貢諸役共其元方御上納可被成候、若年  
季明二至不請戻候ハ、致流地候、其時一言之  
儀申間敷候、為後証質入証文如件

質入主

俵屋

又五郎印

親類証人

錢屋

義之介印

寛政八年

丙辰十一月

宮崎屋

三左衛門殿

右之田畑又五所持相違無之候、已上

庄屋

孫太夫印

史料4

(倉敷市所蔵井上家文書一六一一六一六一四九四)

借國中渡り事

合銀九百兩

右者要國一紙有借國中不相也  
之(公事)又月九月五日及急夜也漸

中(公事)後日論文也

寛延元年 正月

三橋専光

三橋理勝

三橋専光  
安永書

表書通事送

正月十日

史料4

(倉敷市所蔵井上家文書一六一―一六―一四九―四)

借用申銀子之事

合銀九貫目者

右者要用之儀有之借用申所相違

無之候、来巳五月九月兩度二急度返濟

可申候、為後日証文仍如件

千種清右衛門手代

寛延元年辰十二月 三島專蔵印

高城理助印

宮崎屋

安兵衛殿

(裏書)

表書之通相違無御座候、以上

× 辰十二月 千清右衛門印

(倉敷市所蔵井上家文書一六一一六一一四九一二)

此子信用記文書一

一取書目也

多公發入用之書而此子信用  
信用下不之信也此子信用之利  
之利先之信其成上月也知意度  
此也信下下以信力信力之信子信用  
此文入也

寛政之信  
信力信力  
信力信力

信力信力  
大藏友



(倉敷市所蔵井上家文書一六一―一六一―一四九―二)

× 銀子借用証文之事

× 一銀五貫目也

× 右者無拋入用二付書面之銀子慥二請取

× 借用申所実正明白也、然ル上者利分を加

× 元利共無滯来戌十一月晦日切急度

× 御返済可申候、仍而為後日之銀子借用

証文如件

× 庄屋

× 寛政元年酉十一月廿九日 孫太夫印

× 宮崎屋

× 五 蔵殿

## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営③貸家経営

- + 天和4年（1684）の次左衛門見世（借屋人）
  - × 六兵衛・勘七・長助・次兵衛・六郎兵衛・五兵衛（倉敷市所蔵小野家文書17-4「天和四年子正月十一日 倉敷町五人組之帳」）
- + 文化11年（1814）から文政10年（1827）までの宮崎屋の貸家・貸屋敷 表3
  - × 多くの貸家・貸屋敷
  - × 川西町・阿知町が多い 文政5年以降広畑も
  - × 「七五」 「通」とは？
    - \* 銭匁遣い（地域ごとにそれぞれ何文かの銭を1匁として勘定する方式 貫匁（目）の単位で銭が勘定）
    - \* 倉敷地域独自の銭匁遣い
      - × 七五 1匁の銭量が75文の固定銭匁勘定（銭75文を糸でつないで1緡）
      - × 通用 1匁の銭量が銀銭相場に連動して決まる
    - \* 古賀康士「備中地域における銭流通」『岡山地方史研究』99（2002年）

## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営③貸家経営

### × 文久元年（1861）家屋敷を売り払い

年月	場所	家屋敷	代金	売払先
文久元年7月	東町	石場屋敷・建屋	800目	米屋重吉
文久元年7月	東町	藁葺建屋	557.5匁	岡屋惣九郎
文久元年7月	東町	瓦葺建屋・藁葺建屋	13両	小塩屋仁兵衛
文久元年7月	東町	瓦葺建屋	18両	高見屋代吉
文久元年10月	樋之上	瓦葺建屋	38両	下倉屋巳之助

（倉敷市所蔵井上家文書3-16-13-1「建屋売渡証文留并二屋敷」）

## Ⅱ－4 宮崎屋の経営③貸家経営

- × 文久2年（1862）の宮崎屋の家屋敷 表  
4
  - + 居宅・花屋旧宅のほか、貸宅が8軒
  - + 家賃収入は約2,916匁

## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営④酒造

- × 六世・安兵衛（諱永俊）は、一〇世・端木の手記によれば貞享元年（1684）に生まれ、幼名は岩松という。父が堺の僧に入律した時に母親の胎内において、親類の吉田嘉兵衛に宅に生まれてきた。一五歳のとき、親類の吉田嘉兵衛に郷に父を迎えに行ったが、父は帰郷を拒んだ。父は、井上家で再び父を迎えるに拒絶した。そのため、安兵衛は酒造りをするために繁東家を建てたという。（『重要文化財報告書（本編）』p8）

# II-4 宮崎屋の経営④酒造

倉敷市所蔵小野家文書六九・三三三

一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り

一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り

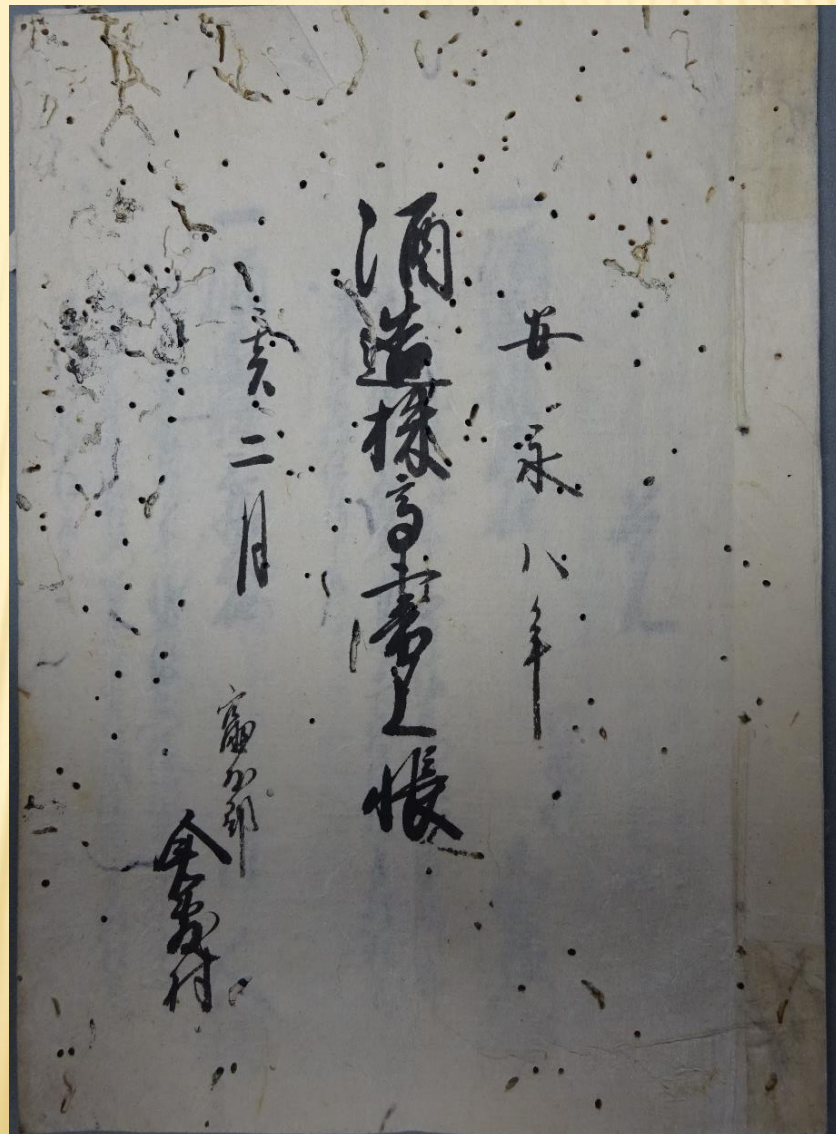
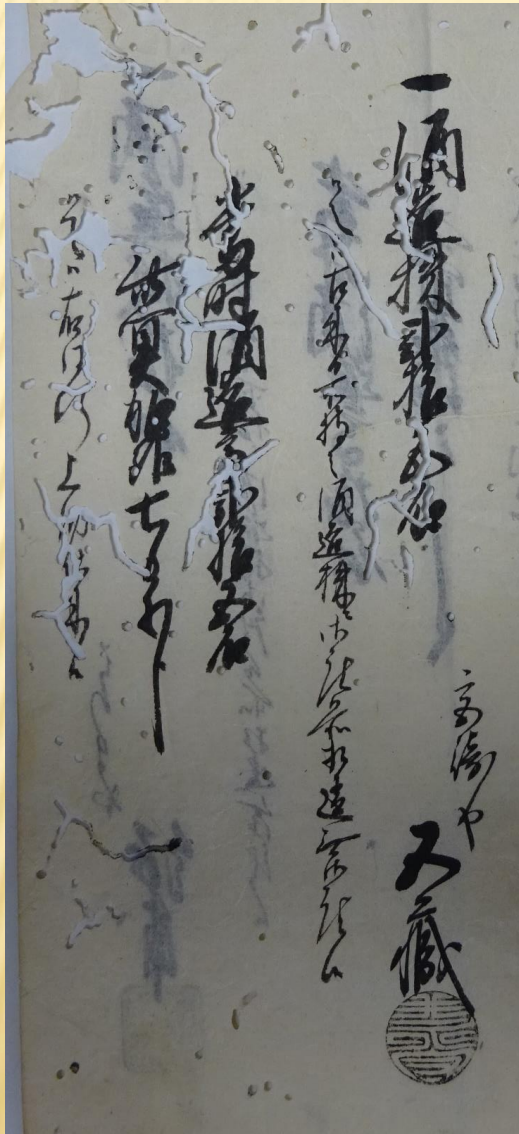
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り  
一 酒造り

宝永四年  
文之左之造酒造り改帳

## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営④酒造

- × 「享保七年寅九月 酒株高酒造米高書上帳  
備中国窪屋郡倉敷村扣」（倉敷市所蔵小野家  
文書107-7-4）
  - + 享保7年（1722）倉敷村で16人の酒屋  
村役人（年寄5人 庄屋1人）はみな酒屋
  - + 「古来ち之酒株高」412石
  - + 宮崎屋安兵衛は酒株高25石 元禄10年（1697）酒造高38石4斗 享保5年より酒造  
せず休株
  - + 16人のうち休株5人

# II - 4 宮崎屋の経営④酒造



倉敷市所蔵小野家文書六九・二六



## Ⅱ - 4 宮崎屋の経営④酒造

- × 「口上書を以御願申候」（明和8年）（倉敷市所蔵小野家文書69-32）
  - + 倉敷村の酒造株は16株。
  - + 無株の者は休業している株を、年季を限り借料を差し出し借株する。
- × 宮崎屋の貸株の例

持主	株高	借主	期間
宮崎屋安兵衛	25石	栗原屋甚右衛門	寛延3年7月～12月
宮崎屋安兵衛	25石	栗原屋甚右衛門	寛延3年12月～寛延4年12月
宮崎屋三郎右衛門	25石	高松屋久兵衛	宝暦元年12月～宝暦2年12月
宮崎屋三郎右衛門	25石	高松屋久兵衛	宝暦2年12月～宝暦3年12月
宮崎屋安兵衛	25石	箕島屋清兵衛	宝暦3年12月～宝暦4年12月

（倉敷市所蔵小野家文書69-29「寛延貳年巳十二月 酒株願留帳」）

## Ⅱ－４ 宮崎屋の経営④酒造

- × 天保10年（1839）8月18日、宮崎屋三郎右衛門（元株高25石、酒造高米330石8斗2升）が天保10年から5箇年の間、浅口郡黒崎村の引受人南浦万平の空き倉で出稼ぎする。**表向き出稼ぎというが内実は万平が酒造株を借りて稼ぐ。**冥加銀は三郎右衛門が上納。100両を万平が三郎右衛門へ渡す。年限がたち出稼ぎをやめたら25両は株料として三郎右衛門が受け取り、残り75両は万平へ返済することで議定証文を取り交わした。（倉敷市所蔵井上家文書4－12－5）

## Ⅱ－４ 宮崎屋の経営④酒造

- × 天保14年6月、この度の改革で貸株出稼はできないとの法が発せられたから、天保14年から10箇年の間、**内実は万平へ貸株にするが表向きは株式を譲り渡す**。三郎右衛門は元金200両を万平から預かる。11年目に株式は三郎右衛門へ譲り戻す。200両は万平へ返済する。返済が滞ったら株式は戻らなくても文句はない。冥加銀は万平が上納するとの内容で議定証文を取り交わした。（倉敷市所蔵井上家文書4－12－6）

# おわりに

- × 宮崎屋井上家は慶長14年（1609）には現在の屋敷地の一角に住んでいた。17世紀に現在の屋敷地の中でしだいに所持地を増やしていった。
- × 二世次左衛門の子が花屋として分家した。宮崎屋と花屋はごく近くに住み、極めて関係は密接であった。
- × 宮崎屋の土地所持は、倉敷村内では次第に増加していき、文政期に140石近くありピーク。幕末に大きく減少する。村外にも18世紀から急増しピーク時には300石に上る。土地を集積する原因は土地金融。
- × 宮崎屋は金融も行っている。
- × 宮崎屋は奉公人を多く抱えていた。給銀は前貸（あるいは一部前貸）。
- × 宮崎屋は多くの貸家・貸屋敷を抱えていた。幕末にある程度売却するが文久2年（1862）時点で8軒あった。
- × 倉敷村に酒造株が設定された時点から宮崎屋は酒造株を持ち酒造をしていたが、享保5年（1720）から酒造をやめた。以後は貸株を続けていたが、天保14年（1843）酒造株を売却した。